

# 幼児教育・保育の無償化

久留米市  
子ども未来部



幼稚園を利用する満3歳からの子どもたちの利用料が無償化されます。

- 幼稚園については、月額上限25,700円です。
- 月々の保育料は、25,700円を差し引いた額をご負担いただきます。（25,700円以下の保育料月額の場合は、0円となります。また、久留米市外に居住の場合は、その市町村の取扱いによります。）
- 無償化の期間は、満3歳から小学校入学前までの3年間です。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。（ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちの副食（おかず・おやつ等）の費用については、免除となります。）

## ◆幼児教育・保育を無償化するためのしくみ

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。（私学助成対象の）幼稚園を利用する方は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けていただきます。

- ①教育認定（1号認定）…満3歳以上の全ての園児が対象です。
- ②保育認定（2号認定）…3歳児以上のお子さんが対象です。保育の必要性があり、教育利用に加えて預かり保育を利用する場合に必要となります。（保育認定が無い場合も預かり保育を利用することはできますが、無償化の対象とはなりません。）
- ③保育認定（3号認定）…満3歳（2歳児）のお子さんが対象です。2号認定と同じ条件ですが、市町村民税非課税世帯のみが対象となります。

年齢クラス	市民税非課税世帯	保育の必要性	教育時間の利用	預かり保育利用
満3歳	課税	常時	①	○
		一時的、なし	①	○
	非課税	常時	③	
		一時的、なし	①	○
3歳児以上		常時	②	
		一時的、なし	①	○

- ①～③の認定を受けることで、利用料が（上限額まで）無償となります。
- ②～③の認定に係わらず預かり保育利用は可能です。（無償化の対象外利用、上記○）
- 保育の必要性における「常時」は月64時間（一日4時間×週4日）以上が目安となります。

## ◆無償化対象費用とそれ以外の負担（私学助成幼稚園の場合）

### 負担額

(1) 保育料相当額

(2) 預かり保育利用料

(3) 給食費などの実費

無償化の対象となる費用は、(1)保育料相当額と(2)預かり保育利用料（保育認定が必要）になります。また、(3)給食費などの実費を負担していただきます。



### (1) 保育料相当額

- 利用料無償化の月額上限額は25,700円です。
  - 利用料（の月額上限額まで）は、保護者に代わって市が幼稚園に支払います。（法定代理受領）
  - 幼稚園が市から受領する月額上限額を超える差額は、保護者が幼稚園に支払います。（保育料が上限額未満の時は、支払額は0円となります。上限額までの払戻しはありません。）
- ※入園料の月割り額（在籍月で割った金額）も無償化の対象となりますが、既に支払済みの場合は、保護者からの請求を幼稚園が取りまとめて市が直接支払います。（償還払い。下表は、入園料36,000円、12カ月在籍の場合の例です。）

例示	保育料月額(A)	実支払額	入園料月割り(B)	上限額一(A)	償還払い月額 (A, B少ない方)
例1	30,000円	4,300円	3,000円	0円	0円
例2	25,000円	0円	3,000円	700円	700円

### (2) 預かり保育利用料

- 保育認定がある場合に無償化の対象となります。保育認定以外の方は、幼稚園が設定する金額を指定の方法で支払ってください。
- 利用料無償化の日額上限額は450円です。
- 利用料（の日額上限額まで）は、保護者に代わって市が幼稚園に支払います。（法定代理受領）
- 幼稚園が市から受領する上限額を超える差額は、保護者が幼稚園に支払います。（利用料が上限額に満たない場合は、支払額は0円となります。上限額までの払戻しはありません。）

例示	利用日数/月	預かり保育料日額	利用料月額	上限額	実支払額	上限額二
例1	20日	500円	10,000円	9,000円	1,000円	450円×20日
例2	20日	400円	8,000円	9,000円	0円	

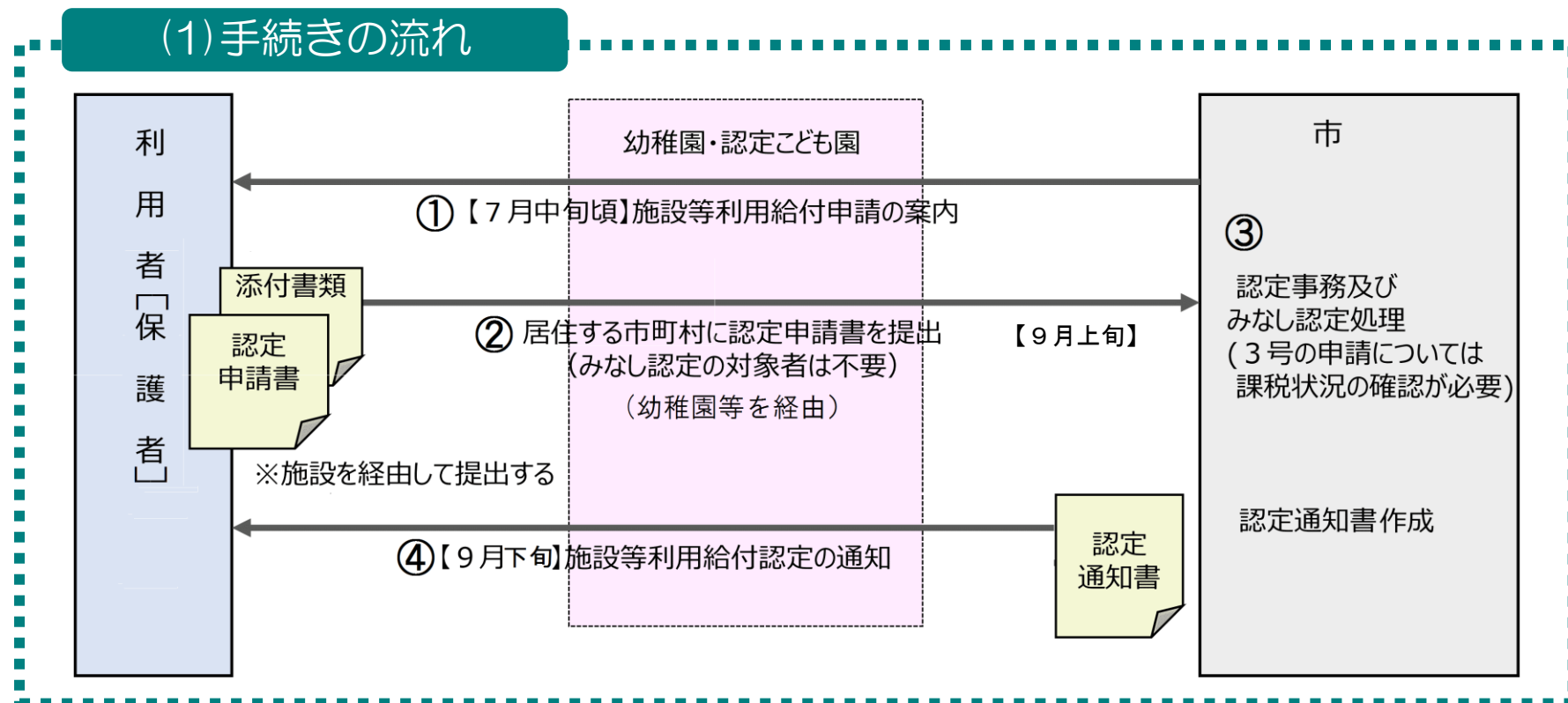
- 年間の預かり保育実施日数が200日未満または平日の開園時間が8時間未満の幼稚園を利用している場合は、認可外保育施設等の利用料も月額上限額（11,300円※）の範囲内で無償化されます。（※保育認定（3号認定）は16,300円）

### (3) 給食費などの実費

- 実費として負担していただく費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外となります。
- 利用契約に従って保護者が幼稚園に支払います。（幼稚園は書面で明示し説明します。）

## ◆給付を受けるための認定の手続き

本年10月から幼児教育の無償化がはじまります。無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。



- ### (2) 申請書類について
- ① 幼稚園に通っているが、家庭での保育が可能な世帯（専業主婦など）
    - 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）（第7号様式）
  - ② 幼稚園、認定こども園（教育認定）の預かり保育を利用しており、下記認定の要件にあてはまる方（共働き世帯や、シングルで働いている世帯など）
    - 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（第7号様式の2）
    - 下記認定の要件の添付書類（「就労している」…就労証明書（父・母））

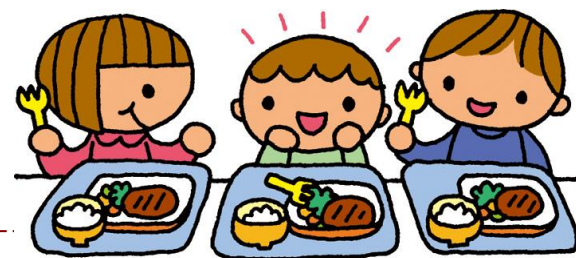
### 認定の要件

保護者の状況	認定の有効期間	添付書類（下線は市指定様式あり）
就労している （64時間/月以上の労働を常態としている）	最長で卒園まで	・就労証明書
妊娠中であるか出産後間もない 産前8週、産後8週	分娩（予定）日基準、産前8週の日属する月の初日から産後8週の日属する月の月末まで	・母子健康手帳（出産予定日のわかるもの）または診断書
疾病または心身に障害がある	最長で卒園まで	・診断書または障害者手帳
親族を常時介護または看護している （64時間/月以上の看護を常態としている）	最長で卒園まで	・看護・介護申立書 介護される人の診断書または障害者手帳など
災害の復旧に当たっている	最長で卒園まで	・申立書、罹災証明書
求職活動（起業の準備を含む）中である	施設の利用開始から3か月	・求職中申立書
学校に通っている、職業訓練を受けている （64時間/月以上の就学を常態としている）	就学期間終了日の属する月の末日まで	・就学証明書



## ◆給食費（副食費）の負担減免制度について

幼稚園の給食費（副食材料費相当分）については、国において負担減免制度があります。



（国資料から抜粋）

### 新制度未移行園の副食材料費の負担減免について

実費徴収に係る補足給付事業の概要（事業の要件・副食費の範囲）

- ◆認定こども園・保育所・幼稚園の利用者との公平の観点から、10月から、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、「実費徴収に係る補足給付事業」による支援を行うこととする（子ども・子育て支援法第59条第3号ロ）。
- ◆本事業は地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定する。国の補助対象は次のとおり。なお、特別支援学校については、特別支援学校就学奨励事業が別途あるため、対象外。
  - ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
  - ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども
- ◆事業の対象は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象。ただし、家から持参する弁当は対象外。）。
- ◆各施設で給食費として実費徴収している費用のうち「副食費相当分」※が対象（月額4500円上限）。
  - ※主食費、人件費、光熱水費等は除く。主食（お米、麺、パン等）以外の全てが対象（ミルク、おやつを含む。）

## ◆Q&A

（問）幼稚園において、満2歳児を対象としたいいわゆるプレスクール（プレ保育）を実施している場合、その園児は無償化の対象となりますか。	（答）満2歳児を対象としたいいわゆるプレスクール（プレ保育）については、幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。
（問）久留米市外に居住していますが、久留米市内の幼稚園を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	（答）異なる市町村の幼稚園を利用した場合についても、その利用料について施設等利用給付の対象となりますが、居住している市町村のルールにより給付されます。（償還払い方式など）
（問）久留米市に居住し、久留米市外の幼稚園を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	（答）異なる市町村の幼稚園を利用した場合についても、その利用料について施設等利用給付の対象となりますが、償還払い方式となり、利用している幼稚園を経由し市に請求してください。
（問）幼稚園の利用料が月額2.57万円より安い場合、差額を他のサービスの幼児教育・保育の無償化に利用することはできますか。	（答）幼稚園においては、「月額2.57万円分を無償化」するのではなく、「幼稚園の利用料を無償化する」という考え方に立って、新制度の幼稚園との公平性の観点から月額2.57万円という上限を設けているという考え方であるため、利用料が月額2.57万円よりも低い場合でも2.57万円との差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。
（問）無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。満3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。	（答）幼稚園については、満3歳になった日から無償化の対象となります。また、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償となります。ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）からが施設等利用給付の対象となります。
（問）就園奨励費補助金は続くのですか。	（答）4月から9月までの間は、引き続き幼稚園就園奨励費補助事業を実施します。10月からは無償化制度に引き継がれ、幼稚園就園奨励費は終了します。
（問）預かり保育事業の日額上限額は、夏休み期間も同額（450円）なのですか。	（答）預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、保育料が長期休業期間中にも徴収されている実態や公定価格等の運営費補助が長期休業期間を含めた年間の各月に平準化されて措置されていることを踏まえ、年間を通じて同額（450円）としております。
（問）在籍園が実施する預かり保育事業にかかる施設等利用給付を受けず、月額1.13万円（第3号認定の場合は1.63万円）を上限として認可外保育施設等の施設等利用給付を受けることは可能ですか。	（答）在籍園が提供している預かり保育事業が、①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間以上、②年間（夏休み等を含むの合計）開所日数200日以上いずれの要件にも該当する場合には、認可外保育施設等の施設等利用給付を受けることはできません。

※このリーフレットの内容は、現時点で示されている法令・通知等に基づいています。

### お問い合わせ先

久留米市子ども未来部子ども保育課  
 TEL 0942-30-9025・9754  
 Fax 0942-30-9718  
 Mail kodomo@city.kurume.fukuoka.jp